

株式取扱規則

小林製薬株式会社
(2026年5月29日改定)

第1章 総 則

第1条 (目的)

- 1 当会社の株式および新株予約権に関する取扱い（株主の権利行使に際しての手續等を含む）およびその手数料については、定款の定めに基づきこの規則の定めるところによるほか、振替機関である株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という）ならびに口座管理機関である証券会社および信託銀行等（以下「証券会社等」という）の定めるところによる。
- 2 当会社および当社が指定した信託銀行との間で締結した契約に基づき開設された特別口座の取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等は、この規則の定めるところによるほか、当該信託銀行の定めるところによる。

第2条 (株主名簿管理人)

当会社の株主名簿管理人および同事務取扱場所は次のとおりとする。

株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社

同事務取扱場所

大阪府中央区伏見町三丁目6番3号

三菱UFJ信託銀行株式会社

大阪証券代行部

第3条 (請求または届出)

- 1 この規則による請求または届出は、当会社の定める書式によるものとする。ただし、当該請求または届出が証券会社等および機構を経由して行われる場合ならびに第24条第1項に定める場合は、この限りでない。
- 2 前項の請求または届出について、代理人により行うときは代理権を証明する書面を、保佐人または補助人の同意を要するときは同意を証明する書面を提出しなければならない。
- 3 当会社は、第1項の請求または届出が証券会社等および機構、もしくは証券会社等を経由して行われた場合には、当該請求または届出が株主からなされたものとみなして取扱うことができる。
- 4 当会社は、第1項の請求または届出をした者に対し、その者が株主または代理人であることを証明する資料の提出を求めることができる。
- 5 当会社は、前項に定める資料の提出を求めた場合、その提出がない限り、第1項の請求または届出を受理しない。

第2章 株主名簿への記載または記録等

第4条 (株主名簿への記載または記録)

- 1 当会社は、機構より受領する総株主通知に基づき株主名簿への記載または記録を行う。
- 2 当会社は、株主名簿に記載または記録される者（以下「株主等」という）の住所の変更の通知その他株主名簿記載事項の変更に関する通知を受領した場合には、当該通知に基づき株主名簿への記載または記録を変更する。
- 3 前2項のほか、新株の発行その他法令に定める場合は、株主名簿への記載または記

録を行う。

第5条 (株主名簿に使用する文字等)

当会社の株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記載または記録する。

第6条 (新株予約権原簿への記載または記録等)

- 1 新株予約権原簿への記載または記録、新株予約権に係る質権の登録、移転または抹消、信託財産の表示または抹消の請求は、株主名簿管理人に対して行う。
- 2 前項に定めるほか、新株予約権の取扱いについては別途定めることができる。

第3章 諸 届

第7条 (株主等の住所および氏名または名称の届出)

- 1 株主等は、住所および氏名または名称を当会社に届出なければならない。
- 2 前項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

第8条 (外国居住株主等の届出)

- 1 外国に居住する株主等は、日本国内に常任代理人を選任するか、または通知を受けるべき場所を定めて届出なければならない。
- 2 常任代理人は、前条第1項の株主等に含まれる。
- 3 第1項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

第9条 (法人株主の代表者)

- 1 株主等が法人であるときは、その代表者1名の役職名および氏名を届出なければならない。
- 2 前項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りではない。

第10条 (共有株式の代表者)

- 1 株式を共有する株主は、その代表者1名を定めてその住所および氏名または名称を届出なければならない。
- 2 前項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

第11条 (法定代理人)

- 1 親権者または後見人等の法定代理人があるときは、法定代理人の住所および氏名または名称を届出なければならない。
- 2 前項の届出、変更または解除は、証券会社等および機構を経由して届出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

第12条 (その他の届出)

- 1 第7条から前条までに規定する届出のほか、当会社に届出をする場合には、当社が特段の方法を指定しない限り、証券会社等および機構、もしくは証券会社等を経由して届け出る。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

- 2 証券会社等で受理または取り次ぐことができない届出は、株主名簿管理人に対して届け出る。

第13条 (新株予約権者の届出事項等)

当社の新株予約権原簿に記載または記録される者の届出事項およびその届出方法については第7条から前条までの規定を準用する。ただし、第6条第2項による別途の定めがない限り、届出先は株主名簿管理人とする。

第4章 単元未満株式の買取り

第14条 (買取請求の方法)

単元未満株式の買取りを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を経由して行う。

第15条 (買取価格の決定)

- 1 単元未満株式の買取単価は、前条の請求が第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する立会市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引が成立しなかったときまたはその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。
- 2 前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

第16条 (買取代金の支払い)

- 1 当社は、当社が別途定めた場合を除き、買取価格の決定日の翌日から起算して4営業日目に買取請求者に買取代金を支払う。
- 2 前項の場合、買取価格が剰余金の配当、株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに支払う。
- 3 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込またはゆうちょ銀行現金払による買取代金の支払を請求することができる。

第17条 (買取株式の移転)

買取請求を受けた単元未満株式は、前条の規定による買取代金の支払手続きを完了した日に当社の口座に振り替えられる。

第5章 単元未満株式の買増し

第18条 (買増請求の方法)

単元未満株式の買増しを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を経由して行う。

第19条 (自己株式の残高を超える買増請求)

同一日になされたもので先後不明な買増請求の合計株式数が、当社の保有する譲渡すべき自己株式数を超過しているときは、その日におけるすべての買増請求は、その効力を生じない。

第20条 (買増請求の受付停止期間)

- 1 当社は、次の各号に定める日から起算して10営業日前の日から当該各号に定める日までの間、買増請求の受付を停止する。
 - (1) 6月30日
 - (2) 12月31日
 - (3) その他の株主確定日
- 2 前項にかかわらず、当会社または機構が必要と認めるときは、別に買増請求の受付停止期間を設けることができる。

第21条 (買増価格の決定)

- 1 単元未満株式の買増単価は、第18条の請求が、第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する立会市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないときまたはその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。
- 2 前項による買増単価に買増請求株式数を乗じた額をもって買増価格とする。

第22条 (買増株式の移転)

買増請求を受けた株式数に相当する自己株式は、買増代金が当社所定の銀行預金口座に振込まれたことを確認した日に買増請求者の口座に対する振替の申請を行う。

第6章 株主権等の行使方法

第23条 (書面交付請求および異議申述)

会社法第325条の5第1項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求(以下「書面交付請求」という)および同条第5項に規定された異議の申述をするときは、書面により行う。ただし、書面交付請求を証券会社等および機構を通じてする場合は、証券会社等および機構が定めるところによる。

第24条 (少数株主権等の行使方法)

- 1 社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という)第147条第4項に定める少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、記名押印した書面により、証券会社等が交付した個別株主通知(振替法第154条第3項に定める通知をいう)の申出をしたうえ、行う。ただし、外国人は署名をもって記名押印に代えることができる。
- 2 前項の少数株主権等の行使については、第3条第2項、第4項および第5項を適用する。

第25条 (株主提案議案の株主総会参考書類)

前条第1項に定めるところにより株主提案権が行使された場合、提出議案につき、以下に記載の字数を超えるときは、株主総会参考書類にその概要を記載することができる。

- (1) 提案の理由
各議案ごとに400字
- (2) 取締役および会計監査人の選任に関する事項
各候補者ごとに400字

第7章 手数料

第26条 (手数料)

- 1 当会社の株式の取扱いに関する手数料は無料とする。
- 2 株主等が証券会社等または機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。

第8章 雑 則

第27条 (総株主通知に係る正当な理由)

振替法第151条第8項に定める正当な理由があるときとして、当社がこの規則に定めるものは次のとおりとする。

- (1) 法令、上場規則、定款その他の規則(以下「法令等」という)に基づき、株主に対して通知をするために必要があるとき。
- (2) 法令等に基づき、株主に関する情報を公表し、または官公署もしくは証券取引所(金融商品取引所)に提供するために必要があるとき。
- (3) 株主に対し、株主優待制度の実施その他の株主共通の利益のためにする行為をしようとするとき。
- (4) 上場廃止、免許取消しその他当社または株主に損害をもたらすおそれがある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき。
- (5) 当社の取締役会が、現在の当社の株主またはその株式保有状況を把握する必要があると判断したとき。
- (6) 株主に対して文書等を発送する必要があると取締役会が判断したとき。

第28条 (情報提供請求に係る正当な理由)

振替法第277条に定める正当な理由があるときとして、当社がこの規則に定めるものは次のとおりとする。

- (1) 加入者の同意があるとき。
- (2) 株主と自称する者が株主であるかどうかを確認するために必要があるとき。
- (3) 株主が株主権の行使要件を充たしているかどうかを確認するために必要があるとき。
- (4) 法令、上場規則、定款その他の規則(以下「法令等」という)に基づき、株主に関する情報を、公表し、または官公署もしくは証券取引所(金融商品取引所)に提供するために必要があるとき。
- (5) 上場廃止、免許取消しその他当社または株主に損害をもたらすおそれがある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき。
- (6) 当社の取締役会が、特定の加入者の氏名または名称および住所その他口座に記録されている事項を確認する必要があると判断したとき。
- (7) 特定の者またはグループに属する者が当社株式の20%以上を取得している可能性があり、買収防衛策の対象となるか確認が必要なとき。
- (8) 大量保有報告書等が提出され、株式の所有状況を確認する必要があるとき。

第29条 (改廃)

この規則の改廃は、「社内規程管理規程」に基づき取締役会の決議による。

改訂

2025年1月1日 軽微変更（文言表記の変更）

2026年5月29日 軽微変更（監査等委員会設置会社への移行に伴う修正、文言表記の変更）

以 上